

調布市民優待宿泊

調布市と河津温泉旅館組合が事業協力協定を結び、調布市民（在住、在勤及びその家族、在学者）が河津温泉旅館組合の提供している指定施設（20施設）への宿泊を希望する場合に、調布市民優待（宿泊数制限なし）を受けることができます。

市民優待内容

ア 施設の紹介

宿泊施設が決まっていない場合は、河津温泉旅館組合に電話などで希望条件を伝えることにより、希望条件に合った施設を紹介してもらうことができます。また、併せて予約の手続きもできます。

イ 宿泊料金の割引や館内消費券の発行

指定施設に宿泊する際に、宿泊料金の割引や館内消費券（宿泊施設内のみ利用可能な券）の発行などを受けることができます。

ウ 調布市民限定企画

河津温泉旅館組合が企画する調布市民限定の宿泊プランなどを利用できます。

宿泊費助成

市内在住の高齢者や障害者などが市民優待宿泊により施設を利用する際に宿泊費の一部を助成します。

助成対象

宿泊費助成対象一覧

	該当する要件	必要な証明
①	65歳以上の方	
②	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳の交付を受けている方	それぞれ該当する手帳
③	身体障害者手帳1・2級の方、愛の手帳1・2度の方の介護者が、その方の介護のために使用する時	
④	20歳未満の子がいるひとり親家庭の家族の方	ひとり親家庭等医療費助成医療証 (親 医療証)(交付されている方のみ) ※交付されていない方は不要
⑤	生活保護を受けている方	
⑥	被爆者健康手帳の交付を受けている方	被爆者健康手帳
⑦	中国残留邦人等の支援給付を受けている方	本人確認証

※ 市内在住の方のみ対象。ただし、上記③に該当する方に限り市外在住者でも可。

助成内容

1人あたり、大人（中学生以上）1泊2,000円、小学生（小学生未満で宿泊費などを要する場合も含む）1泊1,000円。年間（4月1日～翌年3月31日）2泊まで。